

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

規制の名称：情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた金融機関の業務範囲規制の改正

規制の区分：新設、**改正**（**拡充**、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室・市場課

評価実施時期：2019年3月14日

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

情報・データの利活用が社会的に進展する中、営むことができる業務の範囲について規制（業務範囲規制）が存在する金融機関・金融機関グループについても、業務範囲規制の趣旨は踏まえつつ、社会全体の変化に適切に対応していくための環境を整備する必要がある。これを実施しなければ、利用者の利便の向上やイノベーションの進展が滞るおそれがある。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### 【課題】

現状、金融機関が保有する情報・データは、基本的に金融機関自身の業務のみに活用されており、金融機関が、保有する情報・データを第三者に提供する業務を営むことを通じ、地域企業の経営改善に貢献したり、利用者のニーズに応えたりすることは困難である。また、現状、保険会社の子会社は、フィンテック・インシュアテックに関する業務を幅広く営むことはできない。

#### 【課題解決手段（制度改正）】

- (1) 銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務【保有情報の第三者提供業務】であつて、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加することとする。
- (2) 保険会社は、認可を受けて、情報通信技術その他の技術を活用した保険業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社【保険業高度化等会社】の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することができることとする。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- (1) 保有情報の第三者提供業務関係  
銀行（194 行 [2019 年3月1日現在（以下計数の時点は同じ）]）、保険会社（95 社）、第一種金融商品取引業者（294 社）等のうち保有情報の第三者提供業務を営もうとする者において、その業務が「本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するもの」に該当するか否かを判断するための費用が発生する。
- (2) 保険業高度化等会社関係  
保険会社（95 社）のうち保険業高度化等会社の議決権を基準議決権数を超過して取得し、又は保有しようとする者において、認可申請に係る費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

（ 規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。）

- (1) 保有情報の第三者提供業務関係  
銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等のうち保有情報の第三者提供業務を営む者について、保有情報の第三者提供業務に係る法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。
- (2) 保険業高度化等会社関係  
認可審査に係る費用が発生する。また、保険業高度化等会社の議決権を基準議決権数を超過して保有する保険会社について、保険業高度化等会社に係る法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

（ 規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。）

- (1) 保有情報の第三者提供業務関係  
銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等が、保有する情報・データを第三者に提供する業務を営むことが可能となる。
- (2) 保険業高度化等会社関係  
保険会社の子会社が、フィンテック・インシュアテックに関する業務を幅広く営むことが可能となる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

（ 把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。）

-

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

（ 規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。）

上記(1)（保有情報の第三者提供業務関係）及び上記(2)（保険業高度化等会社関係）は、いずれも規制緩和ではあるが、金融機関（本体）及びその子会社が営むことができる業務を新たに追加するものであり、遵守費用が削減される類の規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(1) 保有情報の第三者提供業務関係

銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等が保有する情報・データを第三者に提供する業務を営むことを通じ、地域企業の経営改善に貢献したり、利用者のニーズに応えたりすることが期待される。

(2) 保険業高度化等会社関係

保険会社の子会社が、フィンテック・インシュアテックに関する業務を幅広く営むことを通じ、保険分野におけるイノベーションが進展していくことが期待される。

## 5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

利用者の利便の向上やイノベーションの進展といった規制案によるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。

## 6 代替案との比較

⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

### 【代替案】

- (1) 銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等の業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務（本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものに限らない）を追加することとする。
- (2) 保険会社は、認可を受けることなしに、情報通信技術その他の技術を活用した保険業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することができることとする。

### 【代替案と規制案の比較】

(1) 保有情報の第三者提供業務関係

[遵守費用] 代替案の場合、規制案の場合に発生する遵守費用（営もうとする保有情報の第三者提供業務が「本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するもの」に該当するか否かを判断するための費用）は発生しない。

[行政費用] 代替案の場合、規制案の場合と比較して、銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等は、より広範な保有情報の第三者提供業務を営むと考えられるところ、法令の遵守状況等についての検査・監督をより慎重に行う必要が生じ、行政費用が増加すると見込まれる。

[便益] 代替案の場合、規制案の場合と比較して、銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等は、より広範な保有情報の第三者提供業務を営むことが可能となるという便益が発生する。

[副次的な影響及び波及的な影響] 代替案の場合、規制案の場合と比較して、銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等は、より広範な保有情報の第三者提供業務を営むと考えられるところ、その業務により金融機関に損失が生じることとなれば、金融機関の経営の健全性に支障が生じ

たり、(場合により)金融機能が損なわれたりするリスクが高まる、という副次的な影響・波及的な効果が想定される。

[評 価] 代替案の場合、規制案の場合と比較して、遵守費用は小さく便益は大きい一方、行政費用は大きいと考えられる。また、代替案の場合、金融機関の経営の健全性に支障が生じたり、(場合により)金融機能が損なわれたりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な効果が想定される。

## (2) 保険業高度化等会社関係

[遵守費用] 代替案の場合、規制案の場合に発生する遵守費用(認可申請に係る費用)は発生しない。

[行政費用] 代替案の場合、認可審査に係る行政費用は発生しない。一方、規制案の場合と同様に、保険業高度化等会社の議決権を基準議決権数を超えて保有する保険会社について、保険業高度化等会社に係る法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生するが、事前の認可審査が存在しないため、事後的に不適切な事案が発覚し、対応が必要となる蓋然性は規制案の場合よりも高く、行政費用が増加すると見込まれる。

[便 益] 代替案の場合、規制案の場合と同様の便益が発生する。

[副次的な影響及び波及的な影響] 代替案の場合、事前の認可審査が存在しないため、保険会社が保険業高度化等会社として子会社化等を行おうとする会社の業務が、当該保険会社の経営や保険契約者に与える影響等を行政庁(国)が事前に確認することができない。このため、保険会社の経営の健全性に支障が生じたり、(場合により)金融機能が損なわれたりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な効果が想定される。

[評 価] 代替案の場合、規制案の場合と比較して、便益は同様であり、遵守費用は小さく行政費用は大きいと考えられる。また、代替案の場合、保険会社の経営の健全性に支障が生じたり、(場合により)金融機能が損なわれたりするリスクが高まるという、深刻な副次的な影響・波及的な効果が想定される。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果(便益)及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえることとする。

「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

今回の改正により措置される制度の活用状況や監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握していく。